



午前9時01分 開会

【事務局長】 公明党の吉澤議員より、本日は山田議員が代理出席する旨の連絡があったので報告する。

【事務局次長】 新たな会の立ち上げになるので日程1の委員長の選出までどなたかに座長として進行をお願いしたい。慣例では年長議員が座長となるが、それでよろしいか。

全 員 了 承

【事務局次長】 宮応議員は座長席に移っていただき進行をお願いしたい。

【宮応座長】 委員長の選出まで私が座長を務めさせていただく。議長よりあいさつと諮問内容の説明についてお願いしたい。

【菊地議長】 議長就任時にお話ししたとおり、これからは議会基本条例に基づき議会改革を実行していく段階に入った。来年が改選なので可能な限りこの1年間で結論を出し、その決定を尊重しながら代表者会や議会運営委員会に諮っていただきたい。諮問事項については別紙資料を用意したので後ほど、今までの経緯も踏まえながら事務局からも説明をお願いする。

まず委員会のインターネット中継は、議会として実施することの賛同は得られているが、委員会が深夜に及ぶ状況で、会議が午後5時や6時に終わるような視聴者の立場に立った進行をいろいろ考えて、委員会中継が実行に移せる体制づくりを協議してほしい。町田市が昨年10月に議場設備が最新鋭のものになった。本会議場、委員会室も刷新され、ともに中継も実施されているので、ぜひ見ていただきたい。委員会における時間短縮について検討してほしい。

2番目として、意見交換会については議会基本条例の大きな目玉であり、機会があるたびに私も意見交換会の開催をさまざまな団体に呼びかけている。すでに社会福祉協議会から申し入れがあり、7月29日に厚生常任委員会の委員を中心に準備を進める。各常任委員会単位での意見交換会を1年間のうちに1回以上は開催したいと思っている。意見交換会は申し入れを受けて行うものと、議会みずからが開催する2通りのやり方があるので、検討していただきたい。

また、議員提案の条例制定のルールづくり、会派に属さない議員の取り扱い、各会派に与えられた代表的質問に対する10分の加算についての取り扱いについてもぜひ検討して結論を出してもらいたい。結論が出たものから速やかに実行したいと思っている。活発な意見交換をし、議員みずからも提案をし、議会改革を進めていただきたい。

#### 1 委員長及び副委員長の選出について

【宮応座長】 配付された名簿に基づくメンバーの中から委員長を選出した

い。選出方法については皆で相談して決めていきたいがよろしいか。

#### 全 員 了 承

【宮応座長】 自薦、他薦を含め、意見があればお願いしたい。

【河崎委員】 木村委員を推薦したい。本市議会としては2度目の議会改革の組織となる。前回座長をされていた木村議員がよいと思っている。

【木村委員】 自薦、他薦を問わないのでやってみたいと思う方は是非名乗り出ていただきたいがどうか。

【赤嶺委員】 河崎委員の意見に賛同する。木村委員は議長の時も熱心に取り組まれていたので、その手腕を本委員会においても是非発揮していただきたい。

【宮応座長】 ほかになければ2名から木村委員にとの話があった。座長としては2名の推薦があるので木村委員でいかが諮りたい。木村委員に委員長に就任していただくことでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【宮応座長】 それでは（仮称）議会改革実行委員会の委員長には皆さんの賛同を得た木村賢一委員に決定する。座長の任務をこれにて終了し、席を交代し、木村委員長に後を任せたい。

【木村委員長】 皆さんのお力添えをいただき、いい議会改革が実行できるようにと思っているのでご協力をよろしくお願いしたい。

続いて、副委員長の選出をしたい。意見はあるか。

【井上委員】 議会基本条例検討協議会で副委員長を務め、議会基本条例の制定までの経緯を熟知している中村一夫氏を推薦したい。

【木村委員長】 ほかに意見はあるか。

【三枝委員】 無所属として今の意見に同意する。

【木村委員長】 ほかに意見がなければ、副委員長は中村一夫委員でよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 副委員長としてあいさつをお願いする。

【中村副委員長】 議会改革が目的化しないよう、何のための改革なのかを考えながら委員長をしっかり支えていきたい。

## 2 （仮称）大和市議会改革実行委員会設置要領について（資料1）

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【事務局次長】 資料1をごらんいただきたい。（仮称）大和市議会改革実行

委員会設置要領をご協議いただきたい。

6月18日の代表者会で骨子を確認している。そこでの確認事項をご報告する。要領第1条にかかわる部分で、組織は議会基本条例第21条に基づくものであること、要領第2条の検討事項として掲げる3項目について協議をすること、委員の構成は議会運営委員会と同様の10名とすること、第10条にかかわることとして検討期間については最終報告を行うまでとすること、今期については平成27年3月定例会までに最終報告を出すということが確認されている。

また、本会の決定事項については、適宜、議長に報告していくことになるが、その後、代表者会や議運にも原則従っていただくことが確認されている。

【木村委員長】 いまの説明について意見等あるか。

【河崎委員】 第1条の「基本条例第21条に基づき」というところは、必要に応じて組織を設置できるとなっており、組織に託される議長の諮問事項は期限を区切って進めるには役割などに対して言葉が不足しているのではないか。事務局はどうか。

【木村委員長】 限られた期間では内容を全て処理しきれないと危惧しているのか。

【河崎委員】 「組織を設置することができる」と定めている条項で、議会活動の不断の評価と改革が定められていて、評価や改革では委員会のネット中継は該当するが、意見交換会などタイムリーに諮っていかなければならない部分はこの目的の条文だけでは表現されていないと考える。

【事務局次長】 事務局としては議会改革のための組織は不断の評価と改革が必要で、評価の一方で改革がある。その改革の中に意見交換会もあり、これまでに行っていない新たな取り組みを含めて、議会基本条例第21条の組織が包括しているというイメージで設置を考えている。

【木村委員長】 意見交換会は実施が決まっている。諮問事項を進めていけばタイムリーに、時期を逸せずできると思う。今後の進め方だと思う。優先順位を決めて、検討を進めて結論を出し、議長に報告する考えでどうか。

【宮応委員】 どのような文言を条文に盛り込めばよいか具体的に言ってもらった方が話を進めやすい。

【河崎委員】 どこに、ということはまだ考えていない。「議長の諮問に応じて」といった言葉が入ればいいと思う。

【山田委員】 「議会基本条例第21条に基づき」との言葉があるので、原則的にはこれでいいと思う。あえて入れるなら、議長の諮問に応じてというのではなく、第21条に基づき議会改革を実現させるため、実行していくため、というのが一番大きな目的だと思うので、入れるとしたらその言葉を入れてはどうか。

【宮応委員】 次の検討事項にあたる第2条に議長からの諮問事項の言葉が入っているので、第1条の目的はこのままでよいと思う。どれだけ実行できるかである。全員がそれを認識していれば、よりよい改革ができると思う。

【河崎委員】 山田委員の言葉が私の言いたかったことに近い。事務局の方で修文を検討してもらえないか。

【木村委員長】 河崎委員から第1条の表現に言葉を加えたほうがよいとの意見に対して皆さんはどうか。

【宮応委員】 より適切に言葉を加えることに異論はないが、すでに条文案に盛り込まれていると思う。

【中村副委員長】 原文のままでよいと思う。言葉を加えることでむしろ範囲を狭めてしまうこともありえる。「議会基本条例第21条に基づく」との言葉に全て包含されると考える。

【河崎委員】 第21条の逐条解説には、「市民の負託に応え、時代に即応した議会にするためには、議会活動について不断の評価と改革が必要になってきます。そのときには新たに組織を設置することができることを規定しました。」とあり、この条例を実践に移していくというニュアンスはなく、条文を検討するというニュアンスであると捉えている。

【赤嶺委員】 目的というのは委員会の目的ではなく、要領の目的か。

【木村委員長】 議会改革実行委員会の目的である。

【赤嶺委員】 第1条では「その運営について必要な事項をこれに定めるものとする。」とされている。

【河崎委員】 2行目の「行うため」の前がこの実行委員会の役割などを記載しているのではないか。

【木村委員長】 条文の文言から皆さんが納得いくように検討していくとなると、それにかかなりの時間がかかってしまうだろう。出だしが肝心だとは思いますが、意見が分かれている現状で、委員会の委員として都合のいいように解釈し、具体的な検討事項に速やかに着手することでいかがか。それとも納得のいくまで文言を精査していくか。

【中村副委員長】 修文すべき条文案があつて、これはどうかということであれば、すぐにでも条文の検討に入れるが、それが不在状態で事務局に修文案を作成させるのは難しいのではないか。言葉を加えすぎるとかえって行動を狭めたり、第21条に沿っているかどうかチェックしなくてはならなくなる。ニュアンスだけを伝え、修文を事務局に任せるのはいかがか。この条文の言葉の中に包含されていないともいえないと思うがどうか。

【河崎委員】 了解した。検討事項に含まれているものとして、皆さんが目的を認識した上でこの条文のままでよいということであれば、それでよい。

それから検討事項第2条のてにをはは少し違うのではないか。

【議事担当係長】 「次の掲げる」を「次に掲げる」に訂正させていただく。

【木村委員長】 第1条についてはこのままとし、第2条については指摘された部分を訂正する。その他の条文で意見はあるか。

【中村副委員長】 第5条第4項について、「議事の決定は、全会一致を原則とする。」部分は原則はそれでよいが、会派内で検討したときに、議会基本条例検討協議会でも原則全会一致とされていながらも、原則が絶対化してしま

って全会一致できずに削除されることがあった。今回は議長からの諮問を受けて何らかの結論を出さなければならないことを考えると、全会一致を目指すが議論が尽くされてなお全く合意が諮れない場合、多数決で結論を出して進めていくべきではないかと会派内で意見があった。

【木村委員長】 他の意見はあるか。

【宮応委員】 議論を尽くすことがまず前提である。それでもなお意見の一致ができないときは、各委員の中でどうすれば意見の相違を克服できるかというところに話が及ぶ。議論を尽くすことを前提に、要領はこのままとしたほうがよい。

【三枝委員】 宮応委員の意見のとおりである。多数派もいれば少数派もいる。審議を尽くして全会一致を貫くべきだと思う。

【赤嶺委員】 中村副委員長の意見に賛成する。議会基本条例検討協議会においても1人の委員、1つの会派が反対することによって、その条文自体が何時間もかけて検討し、つくり上げてきたものであっても削除されることになった経緯がある。諮問事項の委員会のインターネット中継においても、この3年間、代表者会で議論が行われてきたにもかかわらず、いまだに実現に至っていないことを考えると、たしかに議論を尽くす必要はあるが改革を実行していく、議長にしっかりと結論を報告する任務を帯びているという面では、多数決となることは大いにありえると考えている。

【山田委員】 賛成である。今回は実際に改革として実行に移していかなければならない。それに対して全会一致にずっとこだわり続けるというのは、かなり厳しい。例えば過半数の多数決でなくとも、「議論を尽くし、3分の2以上の賛成をもって決定の原則とする」など条文を考えてみてはどうか。

【河崎委員】 要領は議会改革検討協議会のものとほぼ同じものだと思うが、議会基本条例の制定の時は議員がみずからこの規定を守って実践していくのだという点で議論を尽くすことはとても大切であった。今回の実行委員会は先の検討協議会とは役割が異なる。議長からの諮問事項も日程が限られており、議論を尽くすことに異議はないがいつまでも議論をしては実行委員会としての機能が果たせない。アクションチームだと思うので、タイムリーに結論を出していく。そのためには場合によっては多数決になることもやむを得ない。

【宮応委員】 この設置要領案には全会一致を原則とすると記載されている。今、話をしているのは議論を深めてそれでも一致できない場合であって、今から3分の2とか2分の1などの決め方を話し合うのは要領に反することである。議会改革をしたいという点で意見が一致しているが、改革の内容はその時々によってかわる。議論を尽くすということがきょう確認すべきことではないのか。多数決の数を議論するのは今やることではない。

【中村副委員長】 要領案の内容は、原則であるから例外を認める規定であるが、この先、原則という言葉が抜けて全会一致という言葉が独り歩きしてしまう。議会基本条例検討協議会のときもそうであった。議論を尽くして意

見の一致ができない場面になった時に、全会一致の言葉が重くのしかかり、例外を認める議論ができなくなってしまう。自分の意見を譲れない人は全会一致を主張するだろう。議論をまとめたと思う人は原則として全会一致なら、例外もあると言う。ならばどういふときが例外なのか、と問われた時に協議していなかったということになれば、その場で例外とはどういふ時かを定めることはできない。今、そういった具体的な話が出ていないときに、どういふ時を例外とするのかを決めておかないと先の協議会と同じ結果になってしまう。

【宮応委員】 今決めようとしているのは多数決のための3分の2とか4分の3などの数を決めようとしているのか。

【中村副委員長】 そういうことではない。

【宮応委員】 ならば、要領案はまさに原則であって、例外の適用については、その状況に陥った時のために委員長と副委員長がいるのではないか。

【事務局次長】 どうしても議論を重ねた結果、意見が一致しない時、それでも結論を決めなければならない状況においては委員長がどのような判断をするのかになると思う。個別具体的にさまざまな事例が出てくると思う。なかなか、こういうケースが例外であると示すのは難しいと思う。全会一致が原則であるが議論を重ねた結果、どうしても結論が出ない。しかし期限が決まっているような場合は委員長が権限を持っている部分もあろうかと思うので委員長が判断できると皆さんが認識していただきたいと思うがどうか。

【木村委員長】 大半は全会一致で合意できると思う。ただ、いくつかの事項で委員長判断による結論を出したとしても、議長の言われたように代表者会や議運でその決定が尊重されても、内容によっては戻されることも出てくるだろう。議論を尽くし、結論が全会一致にならず、結論を出さないのは惜しいような場合は、委員長判断で全会一致の要件を外して結論を出していくこともあることは承知してほしい。

【宮応委員】 この条文どおり、全会一致を原則とするということである。それはこの要領でよいということである。

【木村委員長】 要領の条文はこのままとし、議論で微妙なものが出た場合には正副委員長の判断で場合によっては、何分の幾つかの多数決にさせてもらうという含みを持った上での全会一致でよいか。

【中村副委員長】 例外規定があるということが確認できればよい。あくまでも原則は全会一致でよいが、議論を尽くしてもまとまらない場合は多数決もありうるということが確認できた。

【三枝委員】 そういうこともあると含んでおけばよいのか。

【木村委員長】 何回あるかはわからない。大半のものは全会一致できると思うが、全会一致を外させてもらうことがあるかもしれないということである。

【河崎委員】 全会一致を原則とすると条文には書かれているが、委員長が調整し、判断をして結論を出すということもあるということをごここで合意を

したと理解する。

【木村委員長】 委員の皆さんには、今の経緯をよく理解していただいた上で条文はこのままとする。事務局にはこの条文については、そういった含みを持たせて委員の皆さんが理解したことを議事録に記録しておいてほしい。

ほかの条文で何か意見はあるか。なければ要領はこれでよろしいか。

【宮応委員】 よいと思う。

【事務局次長】 組織の名称は、このまま「仮称」をとるだけでよいか。また先ほど指摘のあった第2条の「次の掲げる事項」は「次に掲げる事項」に修正する。

【赤嶺委員】 委員の任期を確認しておきたい。最終報告を行うまでの期間とは具体的にいつか。

【事務局次長】 今期は年度内で開催日を平成27年1月までとしているのでそのときまで、あるいは3月の定例会までをめどに実績と次期への申し送り事項をこのメンバーでの委員会最終報告として議長に提出していただく。

【赤嶺委員】 最終報告を提出したら委員は辞めるが、委員会という組織は残っていくということによいか。それとも委員会も解散か。

【河崎議員】 改選なので、次の議長が新たに組織することになるのだろう。

【事務局次長】 改選があれば、要領がこのままかどうかはわからないが、必要に応じて新たに立ち上げていくことになる。

【赤嶺委員】 改選後は新しい委員のもとに要領を定め、運営をしていくことによいか。

【事務局次長】 事務局ではそのように想定している。

【井上委員】 議会基本条例を制定する時に4年に1度は条例をかえてもかえなくても見直すとした。その任期でよいのではないか。議会基本条例は必ず見直すので、その機関としてこの組織があればよいと思う。

【議事担当係長】 条文とのかかわりもあろうかと思う。議会改革を検討する組織が常設になった場合は、基本条例の規定自体が今は組織をつくることのできる、可能であるとしているが、「設置するものとする」という文言に見直しをすることになるかと思う。現状においては「できる」という規定があるので、その都度、必要に応じて設置をしていくことになる。

【木村委員長】 今期は日程にあるとおり1月まで12回の委員会を開催して、年度内に最終報告を行うことになる。その都度、決まったものについては議長に報告して実行に移していくということになる。

【宮応委員】 付則はいつになるのか。

【事務局次長】 本日、6月25日からとなる。

【木村委員長】 設置要領については、組織の名称、条文について以上でよろしいか。

全 員 了 承



【事務局次長】 委員外議員の入室希望がある。要領の中でも公開を原則とすることが決定されたので入室してよろしいか確認をお願いしたい。

【木村委員長】 この件についてよろしいか。

## 全 員 了 承

【木村委員長】 委員外議員は入室してよろしい。

### 3 検討事項について（資料2）

【木村委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 要領第2条にある検討事項を示したものが資料2である。議長あいさつにもあったとおり、議長の諮問事項として5つの項目が提出されている。

1点目の委員会のインターネット中継については平成25年度予算化の話もあったが、平成25年1月の代表者会議において委員会運営の改革について合意ができなかったことから各会派持ち帰りとなった。先般、再度提案があったので議長としては本件について委員会に改めて協議してもらいたいという提案である。項目に7月22日という記載があるが予算を伴う案件なのでサマーレビューで市長に報告をする日程が未定ではあるがこの時期となるため、結論がそれまでに出来ればよいが方向性だけでもこの期日に決めていただきたい。

2点目の意見交換会については、すでに市民や団体からの意見交換会の申し入れの方法を定めてあり、近日、社会福祉協議会と意見交換会を行う予定であるが、そのほかの意見交換会のあり方についても委員会の中で協議していただきたいとのことである。市民への情報提供や公募ということを考えると、11月1日の議会だよりに掲載して市民に周知していく。そうすると8月18日開催予定の委員会までに具体的内容を決めていただきたい。この2点を優先して協議することを事務局から提案したい。

3点目は、議員提案による条例制定のルールづくりについて、議長からの諮問である。平成24年に大和市商業振興条例が議員提出議案で可決成立した時に市側のほうから、議会において政策条例を提案する際のルールを明らかにしてもらいたいとの要望を受けたもので、過去に事務局からも提案したが意見の合意に至らなかったため委員会に改めて協議をしていただきたい。

4点目、会派に属さない議員については、本年5月の役員選出の際に会派に属さない議員の扱いについて不公平な点があるのではないかとの意見があり、議長が提案したものである。また、会派に属さない議員の意見書発議について改善の要望があったので、あわせて協議していただきたいとのことである。

5点目として、その他になるが一般質問の各会派に割り振られた代表的な質問をする議員に与えられる10分間の一般質問時間の付与について、制度ができた当時と現在とで考えが異なってきているのではないかとの意見があり、

10分間付与のあり方について協議していただくものである。

以上、5点が議長諮問事項として上げられている。まずはこれを優先的に協議していただきたい。

【木村委員長】 説明について何かあるか。

【中村副委員長】 委員会のインターネット中継はあと2回の会議で結論を出すのか。

【事務局次長】 結論が難しい場合でも方向性は今後の2回の会議で決めていただきたい。委員会のインターネット中継実施については代表者会で決定されている事項である。委員会の進め方について提案をしているので、そこから協議をするか、それにこだわらず協議を進めるか決めていただく。

【木村委員長】 すでに議会としては委員会中継の実現は総意である。以前の代表者会で予算化に向け提示された事項が2点あり、それが合意できなかった経緯がある。あと2回の会議でこの2点について協議したい。

【事務局次長】 個別具体的な予算化への条件は市側からは出ていないと認識している。インターネット公開においては視聴者の立場に考慮した委員会の運営について協議していただきたいという話であった。そのため具体的にどのような方法があるかを事務局から提案したものである。

【井上委員】 それでは具体的な2点というものはないのか。

【事務局次長】 市側から要求されている具体的な2点というものはない。視聴者への配慮から事務局で過去の代表者会において2点提案したものである。そのほかに委員から提案してもらってもよい。

【井上委員】 その2点の説明がないと会派に持ち帰って検討ができない。

【河崎委員】 議長が先ほど諮問事項について説明したときに、視聴者の立場からすれば深夜に至るまで委員会をしているのはいかがなものか、ということと、委員会の時間短縮を2度口にされた。私はそれに基づいて議論すべきだと思う。

【赤嶺委員】 きょうは検討事項を確認するだけで、今すぐ具体的な検討に入るべきではない。

【宮応委員】 ただし、来年度の予算要望の期限に間に合うようにと7月中旬の期限が示されている。今、問題にされている過去の代表者会において合意されなかった2点の協議事項について、何を協議したのかわかるように、そのときの会議録を事務局から提供してほしい。会議の受けとめ方は人それぞれであるが、当時の代表者会で我が会派の代表は慎重審議というところまで削られては言語道断、本末転倒だと意見を述べている。委員の皆さんが会議録を読んで経緯を理解した上で今後の協議に臨むべきである。深夜に及ぶ委員会は議員も職員も困るし、それをインターネットで見る市民だって困る。そういったときには委員会予備日を使う議会運営の方法もある。何が委員会を長時間にしているかという原因があるわけで、ただ時間が長いというだけで短縮をはかるといえるのはいかがなものか、というのが日本共産党の意見である。代表者会議の会議録は次回会議より事前に提供してもらいたい。

【木村委員長】 次回、7月7日の会議のときに用意すればよいか。

【宮応委員】 7日より以前に出してもらいたい。そのほうが皆さんも審議に入りやすいと思う。

【木村委員長】 議長からの諮問事項は緊急性のあるものから並べられているようなので、きょうはこの順番で協議を進めていくことでよろしいか。

【宮応委員】 4番目の会派に属さない議員についての、意見書案の発議の仕組みについては次回定例会のこともあるので早目に協議をしたほうがよいと思う。2番の意見交換会と一緒にやったほうがいい。

【河崎委員】 もっともだが、中継の話がスムーズに進めばの話である。優先度としては多くの市民が待ち望んでいるので、委員会中継と意見交換会の進捗具合であると思う。そこまで議論できる時間的、日程的な余裕があればの話である。

【宮応委員】 4番目と言うのではなく、早く進められればと思っている。この事項ではあまり時間を要しないで結論が出ると思う。

【木村委員長】 今の提案は9月議会のこともあるので進捗具合を考慮しながら着手したい。諮問事項の順番を崩すこともあることを承知しておいてほしい。ほかに意見はあるか。

【赤嶺委員】 (2)の「委員からの提案に関して」は、提出方法はどのようなになるのか。

【事務局次長】 具体的なフォーマットを決めているわけではない。各委員から口頭や紙媒体で事務局に提案していただければ、事務局から委員長にお伝えする。

【赤嶺委員】 期間が限られて日程もタイトな中で提案があるなら早目に提出して各会派に持ち帰って検討していただく必要があるのではないか。

【中村副委員長】 もっともな話であるが、議長の諮問事項5つが全てできるかどうか厳しいくらいの限られた期間であると思っている。私も提案したいものはいろいろあるが、議長の諮問事項が優先ということだが、委員からの提案に緊急性のあるものがあれば、諮問事項に優先して協議するのか。

【河崎委員】 これは委員からの提案もできるということだと思う。その中でも緊急性のある事項をどうするかは後の議論でよいのではないか。出された提案を全て取り上げるのかという判断も必要だと思う。

【宮応委員】 問題意識のある委員は提案してもらったほうがよい。

【木村委員長】 日程に支障のないよう注意しながら検討したい。

【赤嶺委員】 突然、提案をしてすぐ協議されるわけではないので、事前に提案を提出しておく必要があると思っている。

【木村委員長】 過去10年ほどまえにも議会改革検討委員会があり、その頃の結論に至らなかった検討事項も出てくると思う。

【事務局次長】 先ほど宮応委員から要望のあった会議録は後ほど配付する。

【木村委員長】 (3)について事務局から説明を求める。

【事務局次長】 制定されたばかりの議会基本条例であり、条文そのものの

変更となるため、しばらくは運用していく中で不都合が生じるかどうかを検証していただく。すぐに変更等を行う段階ではないと事務局では考えている。

【木村委員長】 この件については以上でよろしいか。

#### 全 員 了 承

#### 4 今後の日程について（資料3）

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【事務局次長】 委員会は全12回を想定している。委員の役職等を鑑みて日程をした。次回は7月7日（月）を予定している。以降、7月に2回、8月に2回、9月は定例会終了後に1回、10月に2回、11月に2回、翌年1月に2回と、おおむね2週間おきに設定させていただいている。

【三枝委員】 委員会視察や会派視察などとの日程は調整済みか。

【議事担当係長】 議会選出の監査委員の日程、農業委員会の日程、斎場組合議会の日程、議運を含む各常任委員会の行政視察の日程などは開催日より外している。ただし委員個人の予定や掌握しきれない会派活動などについては重なる場合もあるが知りうる限りのことは外して考えている。

【木村委員長】 日程については以上でよろしいか。

#### 全 員 了 承

#### 5 その他

##### （1）意見交換会について（資料4）

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【事務局次長】 こちらについては情報提供としてお知らせする。先般、大和市社会福祉協議会から、意見交換会の申し込みがあった。日程調整の結果、7月29日（火）午前10時から全員協議会室で初めての意見交換会を開催する。議題については「地域福祉の推進について」である。参加者については同協議会の理事15名である。先の代表者会において協議した結果、厚生常任委員会の委員7名と、この常任委員会に属さない会派である神奈川ネットワーク運動、無所属の2会派から各1名とし、9名で意見交換会に臨んでいただく。以上、報告する。

【山田委員】 場所は全員協議会室か。

【議事担当係長】 当初、保健福祉センターを会場にと、先方から提案を受けていたが、調整の結果、全員協議会室になった。

【宮応委員】 代表者会では、参加議員は先の9名で、他の議員も傍聴は可能であるが、意見は参加議員が行うということで傍聴議員の発言については配慮するとのことであった。それでよいか。

【議事担当係長】 宮応委員が言われた、代表者会決定のとおりである。出席議員の中で座長、司会、記録等の役割分担を決めて、その中で詳細な

ールは座長が決定することになる。代表者会の意向を受けて決めていただけるものと考えている。最終日の本会議終了後に意見交換会出席議員が集まって詳細を検討すると聞き及んでいる。

【木村委員長】 赤嶺厚生常任委員長が明日の本会議終了後に意見交換会の打ち合わせを行うのか。

【赤嶺委員】 事務局と調整しながら、明日、参加者と意見交換を行う予定である。

【木村委員長】 ほかに何かあるか。

【事務局次長】 先ほど、宮応委員から要望のあった平成 25 年 1 月 21 日の代表者会会議録と委員会のインターネット中継の事務局提案の資料を配付するので、内容を確認していただいて次回 7 月 7 日の本委員会にご出席いただきたい。

【三枝委員】 地元から芸術文化ホールについての意見交換会の要望はきょう現在ないのか。

【事務局次長】 現在のところはない。申し込みは先ほどの 1 件である。

【三枝委員】 ハードとソフトの面で所管する常任委員会が分かれる場合はどうなるのか。

【事務局次長】 申し込みのあった案件ごとに代表者会で検討していただく。

【木村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午前 10 時 36 分 閉会